

議案第3号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月19日

提出者 目黒区長 青木英二

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「反する休職」の次に「及び降給」を加え、「・免職及び休職の基準・」を「、免職、休職及び降給の基準、」に改める。

第2条の見出しを「（休職及び降給の事由）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 職員の勤務実績がよくない場合においては、その意に反して、これを降給することができる。

第3条の見出しを「（降任、免職、休職及び降給の基準並びに手続）」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第28条第1項第1号の規定により職員を降任し、若しくは免職することができる場合又は前条第2項の規定により職員を降給することができる場合は、勤務実績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、勤務実績が不良なことが明らかな場合であって、指導その他の人事委員会規則に定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が改善されない場合において、必要があると認められるときに限るものとする。

第3条第2項中「、職員を降任し若しくは免職する場合、」を「職員を降任し、若しくは免職する場合」に改め、同条第3項中「、職員を降任し若しくは」を「職員を降任し、又は」に改め、同条第4項中「・免職又は休職」を「、免

職、休職又は降給」に改め、同条第5項中「前条」を「前条第1項」に、「手続き」を「手続」に改める。

第4条第3項中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

第7条を第9条とし、第6条の2を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(降給の効果)

第7条 第2条第2項の規定により職員を降給する場合におけるその者の号給は、降給した日の前日に受けっていた号給より3号給下位の号給（当該受けた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の分限に関する条例第2条第2項及び第7条の規定は、この条例の施行の日以後の職員の行為に係る降給について適用する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

3 職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（初任給及び昇格昇給等の基準）」に改め、同条第8項中「第5項まで」の次に「及び第7項」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第20号）第7条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号

給である場合にあっては、当該最低の号給)とする。

第6条の3中「第6条第7項」を「第6条第8項」に改める。

第23条第1項第3号中「職員の分限に関する条例(昭和28年10月目黒区条例第20号)第2条」を「職員の分限に関する条例第2条第1項」に改める。

(降給の場合における行政職給料表(二)の改正に伴う経過措置の取扱い)

4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成19年12月目黒区条例第58号)付則第2項及び第3項の規定により特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)が定める給料月額を受けている職員のうち、人事委員会が定めるものの前項の規定による改正後の職員の給与に関する条例第6条第7項の規定を適用した場合の給料月額については、人事委員会が定める。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

5 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年3月目黒区条例第35号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(初任給及び昇格昇給等の基準)」に改め、同条第7項中「第4項まで」の次に「及び第6項」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例(昭和28年10月目黒区条例第20号)第7条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給)とする。

第7条の3中「第7条第6項」を「第7条第7項」に改める。

第24条第1項第4号中「職員の分限に関する条例(昭和28年10月目黒区条例第20号)第2条」を「職員の分限に関する条例第2条第1項」に改める。

(降給の場合における給料の切替えに伴う経過措置の取扱い)

6 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年3月目黒区条例第4号）付則第4項及び第5項の規定により人事委員会が定める給料月額を受けている職員のうち、人事委員会が定めるものの前項の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第7条第6項の規定を適用した場合の給料月額については、人事委員会が定める。

（説明） 分限処分における降給を整備するとともに、職員の給与に関する条例等の規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

1 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
(目的) 第1条 この条例は、職員の意に反する休職及び降給の事由、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の基準、手続及び効果並びに失職の例外その他の分限に関し規定することを目的とする。	(この条例の目的) 第1条 この条例は、職員の意に反する休職の事由、職員の意に反する降任・免職及び休職の基準・手續及び効果並びに失職の例外その他分限に関し規定することを目的とする。
(休職及び降給の事由) 第2条 (現行に同じ。) 2 職員の勤務実績がよくない場合においては、その意に反して、これを降給することができる。	(休職の事由) 第2条 (省略)
(降任、免職、休職及び降給の基準並びに手続) 第3条 法第28条第1項第1号の規定により職員を降任し、若しくは免職することができる場合又は前条第2項の規定により職員を降給することができる場合は、勤務実績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、勤務実績が不良なことが明らかな場合であつて、指導その他の人事委員会規則に定める措置を行つたにもかかわらず、なお勤務実績が改善されない場合において、必要があると認められるときに限るものとする。	(降任・免職及び休職の基準並びに手續) 第3条 法第28条第1項第1号の規定により、職員を降任し若しくは免職することができる場合は、勤務実績を評定するに足ると認められる客観的事実に基き、勤務実績が不良なことが明らかな場合とする。

2 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、指定医師にあらかじめ診断を行わせなければならない。

3 法第28条第1項第3号の規定により職員を降任し、又は免職することのできる場合は、当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることができない場合に限るものとする。

4 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

5 前条第1項の規定に基づき、職員を休職する場合の一般的基準及び手続きに関しては、人事委員会規則の定めるところによる。

(休職の期間)

第4条 (現行に同じ。)

2 (現行に同じ。)

3 第2条第1項の規定による場合における休職の期間は、人事委員会規則の定めるところによる。

(降給の効果)

第7条 第2条第2項の規定により職員を降給する場合におけるその者の号

2 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し若しくは免職する場合、又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、指定医師にあらかじめ診断を行わせなければならない。

3 法第28条第1項第3号の規定により、職員を降任し若しくは免職することのできる場合は、当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることができない場合に限るものとする。

4 職員の意に反する降任・免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

5 前条の規定に基づき、職員を休職する場合の一般的基準及び手続きに関しては、人事委員会規則の定めるところによる。

(休職の期間)

第4条 (省略)

2 (省略)

3 第2条の規定による場合における休職の期間は、人事委員会規則の定めるところによる。

給は、降給した日の前日に受けっていた号給より 3 号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位 3 号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

第8条 （現行に同じ。）

第9条 （現行に同じ。）

第6条の2 （省略）

第7条 （省略）

2 職員の給与に関する条例の一部改正（付則第3項関係）新旧対照表

（_____は、改正点）

付則第3項による改正案	現 行 条 例
<u>（初任給及び昇格昇給等の基準）</u>	<u>（初任給、昇格及び昇給の基準）</u>
<u>第6条</u> （現行に同じ。）	<u>第6条</u> （省略）
<u>2～6</u> （現行に同じ。）	<u>2～6</u> （省略）
<u>7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第20号）第7条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けっていた号給より 3 号給下位の号給（当該受けいた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位 3 号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。</u>	
<u>8</u> （現行に同じ。）	<u>7</u> （省略）
<u>9 第2項から第5項まで及び第7項の規定の実施について必要な基準は、</u>	<u>8 第2項から第5項までの規定の実施について必要な基準は、人事委員会</u>

人事委員会が定める。

(再任用短時間勤務職員の給料月額)

第6条の3 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第6条第8項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(休職者等の給与)

第23条 休職等となった職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、休職等の期間中、次の区分により給与を支給することができる。

(1)・(2)（現行に同じ。）

(3) 職員の分限に関する条例第2条第1項に掲げる事由に該当して休職にされたときは、人事委員会規則で定める額

が定める。

(再任用短時間勤務職員の給料月額)

第6条の3 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第6条第7項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(休職者等の給与)

第23条 休職等となった職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、休職等の期間中、次の区分により給与を支給することができる。

(1)・(2)（省略）

(3) 職員の分限に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第20号）第2条に掲げる事由に該当して休職にされたときは、人事委員会規則で定める額

2・3（省略）

2・3（現行に同じ。）

3 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正（付則第5項関係）新旧対照表

（_____は、改正点）

付則第5項による改正案	現行条例
(初任給及び昇格昇給等の基準)	(初任給、昇格及び昇給の基準)
第7条 (現行に同じ。)	第7条 (省略)
2~5 (現行に同じ。)	2~5 (省略)
<p><u>6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第20号）第7条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けっていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。</u></p>	
7 (現行に同じ。)	6 (省略)
8 第2項から第4項まで及び第6項の規定の実施について必要な基準は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。	7 第2項から第4項までの規定の実施について必要な基準は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。
(再任用短時間勤務職員の給料月額)	(再任用短時間勤務職員の給料月額)
<p>第7条の3 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第7条第7項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た</p>	<p>第7条の3 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第7条第6項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た</p>

額とする。

(休職者等の給与)

第24条 休職等となった職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。

(1)～(3) (現行に同じ。)

(4) 職員の分限に関する条例第2条第1項に掲げる事由に該当して休職にされたときは、特別区人事委員会規則で定める額

2・3 (現行に同じ。)

額とする。

(休職者等の給与)

第24条 休職等となった職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。

(1)～(3) (省略)

(4) 職員の分限に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第20号）第2条に掲げる事由に該当して休職にされたときは、特別区人事委員会規則で定める額

2・3 (省略)